

## 推進リーダー制度に関する長崎県版 Q&A

### Q1 『士会指定事業』にはどのようなものがありますか？

[A] ①長崎県理学療法士協会が主催する事業での対象は、下表をご参照ください。

地域ケア会議推進リーダーの対象			
事業名	開催地	予定	担当部門
長崎県障がい者スポーツ大会	長崎市 他	5月	スポーツ推進部
長崎県ねんりんピック大会	長崎市 他	5月	スポーツ推進部
中学校女子バスケットボール	西彼杵郡	8～9月	地域包括ケア部
長崎市健康フェスティバル	長崎市	5月	長崎地区
ダイハツ地域密着プロジェクト「安全運転講座」	長崎市	6月・9月	地域包括ケア部
介護保険研修会	未定	10月	社会事業部
小学生ソフトボール大会	佐世保市	10～11月	地域包括ケア部
長崎県国保地域医療学会	未定	未定	長崎県国民健康保険 団体連合会
長崎県地域リハビリテーション支援体制推進研修会	未定	未定	長崎県リハ支援センター

介護予防推進リーダーの対象			
事業名	開催地	予定	担当部門
介護予防・健康増進キャンペーン	長崎市/諫早市 他	7月	地域包括ケア部
長崎県民健康まつり	長崎市	8～9月	地域包括ケア部
平戸市健康福祉祭り	平戸市	10月	佐世保・県北地区
大村市健康福祉まつり	大村市	10月	大村東彼地区
長与町健康まつり	長与町	10月	西彼・西海地区
南島原市健康福祉まつり	南島原市	11月	島原・雲仙地区
島原市健康福祉まつり	島原市	11月	島原・雲仙地区
大村市啓発事業	大村市	12月	大村・東彼地区
諫早市健康福祉まつり	諫早市	2月	諫早地区

②他の団体（行政含む）の主催による研修会も対象となるものもあります。県士会 HP の研修会の案内に表示しますので随時ご確認ください。

## Q2 各リーダーの士会指定事業の申請を行うには、どうすれば良いですか？

[A] 士会指定事業に参加される場合は、マイページのセミナー登録から事前に申し込みを必ず行ってください。そして、士会指定事業に参加する当日は、開始時と終了時に提示されるQRコードをJPTAアプリより読み込んでください。このQRコードの読み取り作業が、士会指定事業の申請作業となります。

## Q3 e-ラーニング受講免除はどのように申請すれば良いのでしょうか？

[A] ①同じ年度中に士会指定事業に参加した方で、かつ②長崎県理学療法士協会からの推薦を受けた会員は e-ラーニングの受講が免除されます。e-ラーニングの受講免除のための士会推薦証明書の発行を希望する会員は、所定の申請書に必要事項を記載し、PDFファイルに変換保存したものを「地域ケア会議推進リーダーe-ラーニング受講免除申請」「介護予防推進リーダー用 e-ラーニング免除審査申請」と題したメールに添付して下記のアドレスに送信してください。

- ・地域ケア会議推進リーダー用の e-ラーニング受講の免除申請書
- ・介護予防推進リーダー用の e-ラーニング受講の免除申請書

[npta.shokunou@gmail.com](mailto:npta.shokunou@gmail.com) (長崎県理学療法士協会 推進リーダー班 中倉裕文)

- \* 上記の申請書の書式は、長崎県理学療法士協会 HP からダウンロード（無料）してください。
- \* 申請書の添付ファイルはできるだけPDF形式でお願いします。それ以外の形式（写真など）の場合は、本文中にその旨の記載をお願いします。
- \* 士会推薦の可否は、申請された時のメールアドレスに返信します。士会推薦証明書を受領した後に、日本理学療法士協会HPのマイページから e-ラーニング受講免除の申請手続きを必ず行ってください。

## Q4 ケアマネジャーの資格を持っていますが、e-ラーニングの受講は免除になりますか？

[A] 地域ケア会議推進リーダーでは、ケアマネジャーと地域認定理学療法士の資格を有する会員は e-ラーニングの受講が免除されます。介護予防推進リーダーでは、ケアマネジャーと介護予防認定理学療法士の資格を有する会員は e-ラーニングの受講が免除されます。

これらの資格をお持ちで e-ラーニング受講の免除を希望する場合は、日本理学療法士協会ホームページのマイページから e-ラーニング受講免除の申請手続きをお願いします。

## Q5 “e-ラーニング受講免除”の要件は、3項目〔①士会事業に参加経験かつ士会から推薦がある会員、②ケアマネジャー資格取得者、③地域（介護）認定理学療法士取得者〕のすべてを満たさなければならぬのでしょうか？

[A] 3項目のうち、どれか一つでも当てはまれば要件を満たします。

**Q6** 「e-ラーニング免除における士会指定事業の参加」については、年度をまたいでも良いでしょうか？

[A] 申請を行う同じ年度の士会指定事業のみが対象となります。

**Q7** 士会事業に運営で参加していた場合でも、受講を証明するものが必要でしょうか？

[A] 今後は、JPTA アプリよりQRコードを読み込んで頂き、履修登録をして頂くこととなります。運営で参加される場合でも、当日に提示されるQRコードの読み込み作業が開始時と終了時に必要となります。

**Q8** 「士会が定める事業への参加経験」について、証明できるものがない場合はどうしたらよいでしょうか。

[A] 証明できない場合は認められません。参加証明書や受講証、領収書など、参加を証明できるもの（例、当日配布の資料など）が必ず必要です。

**Q9** 他の県士会が主催で開催した“推進リーダー導入研修”を受講しましたが、認められますか。

[A] 認められます。

**Q10** 「地域ケア会議推進リーダー」と「介護予防推進リーダー」の士会指定事業の申請をどちらもしたいのですが、士会指定事業は同じ事業でも良いでしょうか？  
また、“e-ラーニングの免除申請”も同じ士会指定事業で良いですか？

[A] 「地域ケア会議推進リーダー」と「介護予防推進リーダー」はそれぞれ異なる資格ですので、同じ士会指定事業での申請は認められません。今後、県士会 HP で該当事業をアナウンスする際には、「地域ケア会議推進リーダー」もしくは「介護予防推進リーダー」のどちらに該当する事業かを記載しています。よくご確認いただき、マイページから登録をお願いします。

“e-ラーニングの免除申請”については、同じ推進リーダー内であれば同一の士会指定事業で“e-ラーニングの免除”と“士会指定事業の申請”を同時に行うことができます。（例；介護予防推進リーダーのe-ラーニングの免除申請と士会指定事業の申請。）

※ 地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度についてのお問い合わせは[こちら](#)↓まで

